

子育て世帯の賃貸住宅家賃の一部助成

住民課 子育て支援グループ ☎ 26-7872
(総合ケアセンターゆくり内)

賃貸住宅に入居している子育て世帯に家賃の一部を助成します。

対象世帯	受付期間
次のすべてに該当する世帯 ①18歳までの子どもがいる世帯 ②町内の賃貸住宅に入居している世帯(子育て支援住宅、月額家賃48,000円以下を除く) ③世帯の合算所得が5,844,000円以下の世帯 ④町税等に滞納がない世帯	10月31日(火)まで
助成額	必要書類
子ども1人あたり月額最大3,000円分(あつまるポイントで還元) ※上限は月額家賃から48,000円を差し引いた額に相当するポイント	・賃貸借契約書等の家賃の金額が確認できる書類 ・家賃の納付が確認できる書類(支払領収書や引落口座通帳のコピーなど、6カ月分の支払いが確認できるもの) ・あつまるカード(アプリ可) ※令和5年1月1日に町外に在住していた方は、住所のあった自治体が発行する所得証明書および町税等の滞納がない証明書が必要です。
対象期間	受付窓口
令和5年4月～9月の6カ月分	住民課子育て支援グループ、上厚真支所

高校生の通学費等助成

住民課 子育て支援グループ ☎ 26-7872
(総合ケアセンターゆくり内)

町外の高校に通学する生徒の保護者に対して、通学費などの一部を助成します。

対象者	受付期間
町外の高校(高等専門学校は1～3年生)へ通学または下宿などを行っている生徒の保護者 ※町内在住の保護者に限る	10月31日(火)まで
助成額	必要書類
月額5,000円×5カ月分(あつまるポイントで還元)	・在学証明書(発行日から2カ月以内)または在籍期間証明書 ・あつまるカード(アプリ可)
対象期間	提出先
令和5年4月～9月の長期休暇1カ月分を除く5カ月分	住民課子育て支援グループ、上厚真支所

LINEで申請が可能になりました
町公式LINEのトーク画面「各種申請」をタップして申請してください。
※LINEで申請する場合は、ポイントの交付まで2週間程度かかります。

令和5年住宅・土地統計調査の実施

まちづくり推進課 企画調整グループ ☎ 27-3179

10月1日を基準として、「令和5年住宅・土地統計調査」を実施します。

住生活に関する最も基本的で重要な調査で、全国約340万世帯を対象とした大規模な調査です。調査をお願いする世帯には、9月下旬から調査員が調査書類の配布に伺いますので、インターネット回答のほか、紙の調査票を郵送または調査員に提出する方法によりご回答をお願いします。

なお、この調査では、便利なインターネット回答をおすすめしています。スマートフォン・タブレット端末にも対応していますので、ぜひご利用ください。

国民健康保険の手続きはお早めに

住民課 町民生活グループ ☎ 26-7871
(総合ケアセンターゆくり内)

国民健康保険に加入、または喪失するときは、必ず14日以内に手続きを行ってください。

正当な理由なく届け出が遅れると、加入の届け出の前日までの医療費が原則全額自己負担になったり、喪失の届け出までの保険料の変更(減額)ができない場合があります。
※同居するご家族以外の方の申請には、委任状が必要です。

喪失の届け出が必要な場合	必要なもの
厚真町外に転出した	・国民健康保険証
社会保険などほかの保険に入った 家族の保険の被扶養者になった	・国民健康保険証 ・新しい保険証または健康保険資格取得証明書
生活保護の受給を開始した	・国民健康保険証 ・生活保護開始決定通知書
死亡した (葬祭費の申請をする場合)	・国民健康保険証 ・喪主の氏名が確認できるもの(会葬礼状はがきなど) ・喪主名義の口座が確認できるもの

加入の届け出が必要な場合	必要なもの
退職により社会保険などほかの保険をやめた 家族の扶養から抜けた	・社会保険等資格喪失証明書 (退職した職場もしくは社会保険事務所から発行されます)

通院交通費の助成

住民課 福祉グループ ☎ 26-7872
(総合ケアセンターゆくり内)

心身障がいや指定難病および肝炎患者の治療などにかかる交通費を助成します。

対象者	助成内容
町内に住所があり、かつ居住されている方(生活保護受給者を除く)で、以下の①～③に該当する方 ①在宅精神障がい回復者 ・精神障害者保健福祉手帳を所持している方 ②腎臓機能障がい者(人工透析)・指定難病・肝炎患者 ・人工透析を受けている方で、町の送迎バスを利用していない方 ・特定医療費(指定難病)受給者証をお持ちの方 ・ウイルス性肝炎進行防止対策医療受給者証をお持ちの方 ③重度心身障がい児等 ・18歳未満の重度の障がい児のうち、身体障害者手帳1～2級(内部障がいは3級まで)所持者 ・療育手帳所持者でA判定またはB判定でIQ50以下の児童 ・精神障害者保健福祉手帳1級を所持する児童 ※保護者等の介護者1人についても対象となります。	町外医療機関の通院に要する交通費
通院期間	申請書類
令和5年4月分～9月分まで	①通院交通費助成金交付申請書 ②通院証明(医療機関で証明印をもらう) ③身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費(指定難病)受給者証、ウイルス性肝炎進行防止対策医療受給者証のいずれかの写し ※①②は住民課福祉グループまたは上厚真支所にあります。
申請期限	受付窓口
10月6日(金)	住民課福祉グループまたは上厚真支所

運転免許返納臨時窓口を開設

苫小牧警察署交通一課企画係
☎ 0144-35-0110 (内線 413)

運転免許証の自主返納を考えている人を対象にした、免許返納の臨時窓口を開設します。

日時	10月12日(木) 13時～15時	運転経歴証明書の申請	免許証を自主返納した人は運転経歴証明書の申請も可能です。 ・顔写真(6カ月以内に撮影したもの、縦3cm×横2.4cm) ・北海道収入証紙1,100円(交付手数料、JA厚真支所で購入可能)
場所	厚真駐在所(京町31番地)	申し込み	完全予約制のため前日までに苫小牧警察署に電話で予約をお願いします。 なお、運転免許証返納後は車の運転ができませんのでご注意ください。
持ち物	運転免許証		

スマホ教室

総務課 総務人事グループ ☎ 27-2322

初級編と応用編に分けてスマートフォン教室の参加者を募集します。

初級編	応用編
日時 9月19日(火) ①10時～11時 ②13時～14時 ③15時～16時	日時 9月25日(月) ①10時～11時 ②13時～14時 ③15時～16時
対象者 ガラケーの方、スマホの操作に不慣れな方	対象者 スマホをもっと便利に使いこなしたい方など
内容 電源の入れ方、地図を使ってスマホの動かし方、カメラ機能の使い方	内容 LINE(メッセージ、写真、スタンプ、ビデオ通話)やインターネットの使い方

申し込み
[初級編・応用編共通] 各回前日までに電話で申し込んでください。
※ソフトバンク株式会社より講師を派遣していただきますが、ソフトバンク以外のスマホを契約・利用している方も参加できます。

親子料理教室

住民課 健康推進グループ ☎ 26-7871
(総合ケアセンターゆくり内)

厚真町食生活改善推進協議会主催の「おやこDEクッキング」の参加者を募集します。

内容 厚真町の特産品を使った料理	対象者 小学4年生から6年生までのお子さんとその保護者(兄弟での参加も可能です)
日時 ①10月7日(土)②10月28日(土) いずれも10時～13時	定員 各8組 参加費 無料
場所 総合ケアセンターゆくり 2階調理実習室	持ち物 エプロン、三角巾、上靴 ※お子さんには三角巾をプレゼントします。
	申し込み 9月27日(水)まで

仕事情報の発信を希望する事業者募集

まちづくり推進課 復興推進グループ
☎ 27-3179

町内での挑戦者を紹介するホームページで、事業内容や求人情報の掲載を希望する事業者を募集します。

費用 無料	申し込み 町が事業を委託する株式会社イーゼロ厚真へお申し込みください。 ①申し込みフォーム ②電話 株式会社イーゼロ厚真 担当：山口、花屋 ☎070-1226-0980
掲載内容 会社名、連絡先、事業内容や事業者の想い、求人情報を取材の上、記事にして掲載します。	
掲載メディア あつまのおと (https://atsuma-note.jp)	

ローカルベンチャースクール参加者募集

まちづくり推進課 復興推進グループ
☎ 27-3179

町内で新規事業や起業を目指す方を対象にしたローカルベンチャースクールの参加者を募集します。

ローカルベンチャースクールとは 厚真町を拠点にチャレンジする方を発掘・育成・選考するプログラムです。 自ら起業し実績と経験を積む事業家や多くの起業家を輩出してきたメンター(助言者)が、事業プランのブラッシュアップを支援します。	選考スケジュール(予定) 1次選考：12月8日(金)～10日(日)※2泊3日 2次選考：令和6年1月20日(土)
対象 ・町内で新規事業の創出や起業を目指す方 ・地域おこし協力隊として町を拠点に起業を目指す方	申し込み 10月31日(火)までに申し込みフォームから申し込んでください。 

協働型地域おこし協力隊の受入れ事業者募集

まちづくり推進課 復興推進グループ
☎ 27-3179

協働型地域おこし協力隊を受入れる町内の事業者を募集します。

協働型地域おこし協力隊とは 自らのスキルを活かし、町内の事業者とともに新規事業の創出や自立化を目指すものです。 ※令和5年度に制度を改めました。 ※制度の概要(条件や審査、助成内容)など、詳細はホームページをご覧ください。 	対象 ・起業後5年以内の事業者 ・新規事業を起こして5年以内の既存事業者
	審査 事業者の事業性を審査します。 協力隊と事業者とのマッチングが成立した場合、協力隊に事業に従事していただきます。
	申し込み 9月22日(金)まで